

工種	特殊ブロック設置工
----	-----------

改正理由	一部改正	改正		備考																													
		現行	現行																														
(2) 代表機労材規格 下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。		(2) 代表機労材規格 下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。																															
表3.2 特殊ブロック舗装 代表機労材規格一覧		表3.2 特殊ブロック舗装 代表機労材規格一覧																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機労材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械</td> <td>K 1 K 2 K 3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>労務</td> <td>R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>Z 1 特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —</td> <td>設置の場合</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	代表機労材規格	備考	機械	K 1 K 2 K 3	—	労務	R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員	—	材料	Z 1 特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —	設置の場合	市場単価	S —	—		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機労材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械</td> <td>K 1 K 2 K 3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>労務</td> <td>R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>Z 1 特殊ブロック 研磨洗出 平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨洗出 平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —</td> <td>設置の場合</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	代表機労材規格	備考	機械	K 1 K 2 K 3	—	労務	R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員	—	材料	Z 1 特殊ブロック 研磨洗出 平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨洗出 平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —	設置の場合	市場単価	S —	—	
項目	代表機労材規格	備考																															
機械	K 1 K 2 K 3	—																															
労務	R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員	—																															
材料	Z 1 特殊ブロック 研磨平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —	設置の場合																															
市場単価	S —	—																															
項目	代表機労材規格	備考																															
機械	K 1 K 2 K 3	—																															
労務	R 1 普通作業員 R 2 ブロック工 R 3 土木一般世話役 R 4 特殊作業員	—																															
材料	Z 1 特殊ブロック 研磨洗出 平板 30cm×30cm×6cm Z 2 特殊ブロック 研磨洗出 平板 40cm×40cm×6cm Z 3 — Z 4 —	設置の場合																															
市場単価	S —	—																															
4. 施工単価入力基準表 (1) 特殊ブロック舗装		現行どおり		記載の変更																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>パッケージコード</th> <th>CB422530</th> <th>施工単位</th> <th>m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td>入力条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 1 J 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各 種</td> <td>作業区分 ①設置 ②撤去 ③再利用設置</td> <td>ブロック規格 ①30cm×30cm ②40cm×40cm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. J 1 条件で①を選択した場合は、特殊ブロック単価 (Y-0313000) [円／枚] を単価登録すること。 2. J 1 条件で②または③を選択した場合は、J 2 条件は選択する必要はない。 3. 支給品の場合は、特殊ブロック単価 (Y-0313000) [円／枚] に支給品単価を登録し、区分を支給品に設定すること。</p>	パッケージコード	CB422530	施工単位	m ²	施工区分	入力条件				J 1 J 2			各 種	作業区分 ①設置 ②撤去 ③再利用設置	ブロック規格 ①30cm×30cm ②40cm×40cm																		
パッケージコード	CB422530	施工単位	m ²																														
施工区分	入力条件																																
	J 1 J 2																																
各 種	作業区分 ①設置 ②撤去 ③再利用設置	ブロック規格 ①30cm×30cm ②40cm×40cm																															
IV-2-④-2																																	
積算上の注意事項				(控え頁) 1/1																													

工種	舗装版クラック補修工
----	------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考														
現行	改正	備考															
3-3 クラック防止シート張 (1) 条件区分 クラック防止シート張における積算条件区分はない。 積算単位は、mとする。 (注) 1. コンクリート舗装版・アスファルト舗装版のクラック防止シート張り作業の他、諸雑費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、クラック防止シート（材料費）は含まれない。 2. 補修延長は、シート張の施工延長とする。 3. クラック防止シートの材料費は別途計上する。 4. 諸雑費は、空気圧縮機（排出ガス対策型（第1次基準値））の機械損料・運転経費及びはうき、ハケ、プライマー等の費用である。 5. 転圧施工の有無にかかわらず適用出来る。 (2) 代表機労材規格 下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。	現行どおり																
表3.2 クラック防止シート張 代表機労材規格一覧																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>代表機労材規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械</td> <td>K 1 タイヤローラ【普通型・排出ガス対策型（第2次基準値）】運転質量8~20t K 2 ー K 3 ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務</td> <td>R 1 普通作業員 R 2 土木一般世話役 R 3 特殊作業員 R 4 運転手（特殊）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>Z 1 軽油 バトロール給油 Z 2 ー Z 3 ー Z 4 ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	代表機労材規格	備考	機械	K 1 タイヤローラ【普通型・排出ガス対策型（第2次基準値）】運転質量8~20t K 2 ー K 3 ー		労務	R 1 普通作業員 R 2 土木一般世話役 R 3 特殊作業員 R 4 運転手（特殊）		材料	Z 1 軽油 バトロール給油 Z 2 ー Z 3 ー Z 4 ー		市場単価	S ー			
項目	代表機労材規格	備考															
機械	K 1 タイヤローラ【普通型・排出ガス対策型（第2次基準値）】運転質量8~20t K 2 ー K 3 ー																
労務	R 1 普通作業員 R 2 土木一般世話役 R 3 特殊作業員 R 4 運転手（特殊）																
材料	Z 1 軽油 バトロール給油 Z 2 ー Z 3 ー Z 4 ー																
市場単価	S ー																
3-4 クラック防止シート（材料費） (1) 条件区分 クラック防止シート（材料費）における積算条件区分はない。 積算単位は、mとする。 (注) クラック防止シート（材料費）は、ロス率を考慮した数量を入力すること。なお、ロス率は+0.1とする。	記載の変更																
IV-3-⑦-3																	
積算上の注意事項		(控え頁) 1/1															

工種	鋼橋製作工
----	-------

改正理由	一部改正	改正		備考																									
		現行	現行																										
	<p>4. 横断歩道橋製作費</p> <p>4-1 製作工数</p> <p>(1) 横断歩道橋の製作工数は次式により算出することを原則とする。</p> $\text{製作工数} = (A \times a) \times (1 + \beta) + (B \times b) \times (1 + \beta) + (C \times c) \times (1 + \beta) + (E \times e) \times (1 + \beta) + D \times d$ <p>A : 桁本体部の重量 a : 桁本体部の標準工数（表 4.1） B : 階段部の重量 b : 階段部の標準工数（表 4.1） C : 斜路部の重量 c : 斜路部の標準工数（表 4.1） D : 支柱部の重量 d : 支柱部の標準工数（表 4.1） E : 高欄部の重量 e : 高欄部の標準工数（表 4.1） β : 桁本体部・階段部・斜路部・高欄部の曲線補正率（表 3.10） (注) 曲線補正率については、3-1に準ずる。 (2) 横断歩道橋の標準工数は表 4.1 のとおりとする。</p> <p>表4.1 横断歩道橋標準工数 (人/t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>桁本体部</th> <th>階段部</th> <th>斜路部</th> <th>支柱部</th> <th>高欄部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 桁 : 11.3</td> <td>I 桁 : 13.8</td> <td>I 桁 : 8.8 螺旋 : 12.3</td> <td>8.2</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>H 桁 : 9.3</td> <td></td> <td>箱桁 : 9.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 桁 : 11.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箱桁 : 13.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (桁本体部) I 桁 : 溶接 I 桁による横断歩道橋 (I 形断面の桁は上路、下路ともにフランジ材として普通鋼板、T 形鋼、C T 形鋼のいずれでも可) H 桁 : H 形圧延鋼による横断歩道橋 C 桁 : プレス C 形鋼による横断歩道橋 箱桁 : 溶接箱桁を用いた横断歩道橋 なお、鋼床版としても鋼床版橋としての工数の割増は行わない。 (階段部) I 桁 : 溶接 I 桁による直線階段 螺旋 : 螺旋状になった階段 (斜路部) I 桁 : 溶接 I 桁による斜路 箱桁 : 溶接箱桁による斜路</p> <p>4-2 製作工労務単価 3-2 に準ずる。</p> <p>4-3 溶接材料費及び副資材費 2-8 に準ずる。</p>	桁本体部	階段部	斜路部	支柱部	高欄部	I 桁 : 11.3	I 桁 : 13.8	I 桁 : 8.8 螺旋 : 12.3	8.2	14.5	H 桁 : 9.3		箱桁 : 9.4			C 桁 : 11.8					箱桁 : 13.9					改正	現行	
桁本体部	階段部	斜路部	支柱部	高欄部																									
I 桁 : 11.3	I 桁 : 13.8	I 桁 : 8.8 螺旋 : 12.3	8.2	14.5																									
H 桁 : 9.3		箱桁 : 9.4																											
C 桁 : 11.8																													
箱桁 : 13.9																													
積算上の注意事項				(控え頁) 1 / 1																									

削除

4-4-2 溶接材料費及び副資材費
2-8 に準ずる。

工種	鋼橋架設工
----	-------

改正理由	一部改正	改正		
		現行	現行	
		<p>現行どおり</p> <p>記載の変更</p> <p>4. 主桁質量は「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」にて主桁の大型材片及び小型材片に分類されている部材の総質量である。なお、鋼床版桁の場合は鋼床版の大型材片及び小型材片の質量の合計も含む。</p> <p>5. 主桁架設回数には鋼床版の架設回数を含む。なお、地組を行った場合の主桁架設回数は地組後の部材数を架設回数とする。</p> <p>6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表 13.1 により別途計上する。</p> <p>7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料費の費用であり、労務費の合計額に、表 6.1～表 6.3 の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>8. 日当り施工量 D_wは、小数第 2 位を四捨五入し、第 1 位とする。</p> <p>9. 橋梁排水管設置と鋼橋架設を同時発注する場合、橋梁排水管設置については、「第IV編第 7 章 橋梁工⑩橋梁排水管設置工」により別途計上する。</p> <p>10. アーチ橋、ランガー橋架設歩掛は、橋梁形式トラスとする。</p> <p>11. 檜査路架設における下部工のアンカー設置は、14. 檜査路架設工 (4) アンカーボルトの歩掛を適用する。</p>	<p>現行どおり</p> <p>記載の変更</p> <p>11. 檜査路架設における下部工のアンカー設置は、「第IV編第 7 章⑩橋梁検査路架設工 3-1 アンカーボルト設置歩掛」を適用する。</p>	備考
積算上の注意事項		(控え頁) 1 / 1		

工種	コンクリートブロック積工
----	--------------

改正理由	一部改正	改正		備考																					
		現行	現行																						
	<p>2-3 準正係数</p> <p>(1) 準正係数の適用基準</p> <p>表2.2 準正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正を施工しない場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 準正係数の数値</p> <p>表2.3 準正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>ブロック積工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正を施工しない場合</td> <td>K₁</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>空積の場合</td> <td>K₂</td> <td>0.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>練積の場合の直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + ブロック材料費(注2) + 脫込・裏込めコンクリート材料費(注3)</p> <p>空積の場合の直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) - ブロック材料費(注2) + 脱込碎石材料費(注4)</p> <p>(注1) 設計単価=標準単価 × (K₁ or K₂)</p> <p>(注2) ブロック材料費=ブロック単価〔円/個〕 × m²当たり使用量〔個/m²〕 × 設計数量〔m²〕</p> <p>(注3) 練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費=コンクリート(脱込・裏込) 材料単価×設計数量×1.12 (ロス分)</p> <p>(注4) 空積の場合は、脱込碎石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。 材料費=碎石(脱込) 材料単価×設計数量×1.12 (ロス分)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 布積、谷積を問わず適用出来る。</p> <p>(2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。</p> <p>(3) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。</p> <p>(4) 隅水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。</p> <p>(5) 小口止コンクリートは、「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」の現場打小口止コンクリートにより別途計上する。</p> <p>(6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工により別途計上する。</p> <p>(7) 基礎・裏込碎石を施工する場合、基礎碎石は「第II編第2章②基礎・裏込碎石工」、裏込碎石は「第II編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	補正を施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	区分	記号	ブロック積工	補正を施工しない場合	K ₁	0.92	空積の場合	K ₂	0.87			記載の変更
規格・仕様	適用基準	記号	備考																						
補正を施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																						
空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																						
区分	記号	ブロック積工																							
補正を施工しない場合	K ₁	0.92																							
空積の場合	K ₂	0.87																							
積算上の注意事項				(控え頁) 1/1																					